

今回は、「遺産相続のときに、連絡のつきにくい相続人がいたらどうすればよいか？」をテーマとしてご紹介させていただきます。

遺産相続の手続をするときに、不動産の名義変更や預金凍結の解除をする場合、一般的には、各種書類に相続人全員の印鑑が必要となることが多くなっています。そのため、もしも相続人の中に、連絡のつきにくい相続人が一人でもいた場合、遺産相続の手続が進まなくなってしまうこともあります。このように、連絡のつきにくい相続人がいた場合、どのような方法があるのでしょうか。

一つ目の方法として、「戸籍の附票」などから相続人の住所を調べ、手紙を送ってみる方法があります。戸籍の附票とは、住所の履歴が記載された書類のことで、戸籍の本籍が置かれている自治体で取得可能です。これで相続人の住所を調べてか

ら、まずは相続に協力をお願いする手紙を出してみると、返事がもらえて手続が進むことがあります。それでも手続が進まない場合は、二つ目の方法として、裁判所の手続を利用することも考えられます。

裁判所の主な手続としては、「遺産分割調停」と「遺産分割審判」の二つがあります。

「調停」とは、裁判所で行う相続人同士での話し合いの手続のことです。

例えば、裁判所からの呼びかけがあれば相続人全員で話し合いができそうな場合は「調停」を選ぶと良いと考えられます。それに対して、「審判」とは、遺産の分け方を裁判所に決めてもらうための手続です、連絡がまったくつかず話し合いができない場合など、裁判所に決めてもらうしかなさそうな場合には「審判」を選ぶというのが一つの考え方になります。そして、裁判所の手続を利用し

て遺産の分け方などが決まった場合、裁判所で決まった内容を「調書」という書類にまとめてもらうことができます。この裁判所から発行された書類を持参すれば、不動産の登記名義の変更や、預金凍結の解除の手続を進めることができます。

このように、相続人の中に連絡のつきにくい方がいても、各種制度を活用しつつ一步一步前に進めていけば、遺産相続の手続を進めていけるようになっています。

今月の担当



出村 洋介 弁護士
オホーツク枝幸ひまわり
基金法律事務所

無料法律相談会（事前予約制） ☎ 0158-26-2277

9月1日(火) 13時～16時 地域交流センター2階会議室

子育て支援センターだより

子育て支援センター（若草保育所内） ☎ 84 - 4366

外出自粛が解除され、子ども達が元気に通学する姿を見かけるとホッとします。『新しい生活様式』が少しずつ日常に浸透してきたのではないのでしょうか。

まだまだ油断ができない状況が続いていくと思いますが、家族を守るのは当然のことながら、お互いを思いやる気持ちが問われていますね。

●仲良し親子教室を開始しました。

『換気と消毒』『3密を避ける』ルールのもと親子教室、一般開放利用を再開しています。同一時間に親子4組程度までの利用となりますが、親子が他者とふれあい、遊びを通じて育ちに必要な体験ができる場としてどうぞご利用ください。

- ・対象 0歳から就学前のお子さんと保護者
- ・内容 リズム体操・手遊び・読み聞かせほか
- ・時間 月曜日 2歳児以上 10:00～11:30
水曜日 1歳児 10:00～11:30
金曜日 0歳児 10:30～11:30
- ・一般開放利用 火、木曜日 午前 9:00～11:30
午後 13:30～16:00 ※月・水・金曜日は午後のみです。



※年間を通じて入会できます。支援センターまでお越しください。

※教室、一般開放ともに利用前（当日）にお電話をください。状況により人数調整をさせて頂く場合があります。

老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ受給

老齢基礎年金は65歳から受給することができますが、希望すれば60歳以上65歳未満でも繰上げて受給することができます。また、65歳以後に繰下げて受給することもできます。

●繰上げ受給（60歳以上65歳未満）

60歳以上65歳未満の人で繰上げ受給を希望する場合に受給できます。

繰上げ請求をした時点（月単位）に応じて年金額が減額され、減額率は一生変わりません。

繰上げ請求をする際の注意事項

- ・国民年金に任意加入中の人は繰上げ請求できません。また、繰上げ請求後に任意加入することはできず、国民年金保険料を追納することもできません。
- ・受給権は請求書が受理された日に発生し、翌月分から支給されます。受給権発生後に繰上げ請求を取り消しすることはできません。
- ・繰上げ請求をした場合は、65歳になるまで遺族厚生年金・遺族共済年金を併給できません。事後重症による障害基礎年金を請求することができません。寡婦年金は支給されません。また、すでに寡婦年金を受給されている人は、寡婦年金の権利がなくなります。

●繰下げ受給（65歳以後）

65歳以後に繰下げ受給を希望する場合に受給できます。

年金額は月単位で増額となり、増額率は一生変わりません。

繰下げ請求をする際の注意事項

- ・65歳以後66歳になるまでの間に他年金（遺族年金・障害年金等）の受給権がある場合は繰下げ請求できません。
- ・66歳以後の待機期間に他年金の受給権が発生した場合は、65歳にさかのぼって老齢基礎年金を請求するか、その時点で老齢基礎年金の繰下げ請求をするか選べます。
- ・振替加算は老齢基礎年金と同時に支給されますが、繰下げ支給による増額はありません。

●昭和16年4月2日以後に生まれた人の支給率（65歳で受ける年金額を100%とした場合）

※月単位で支給率が変わります。

年齢	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
支給率(%)	70	76	82	88	94	100	108.4	116.8	125.2	133.6	142

閩住民生活課戸籍住民係

閩北見年金事務所お客様相談室 ☎ 0157 - 33 - 6007（自動音声案内1→2）

暮らしの 年金情報